

# 交通安全対策会議の委員を募集します

交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、旭川市では令和9年度から令和13年度までの5年間に実施する交通安全施策の大綱をまとめた「第12次旭川市交通安全計画」を作成します。

この計画案について審議する「旭川市交通安全対策会議」の委員を募集します。

## ◆ 応 募 要 領 ◆

### ◇委員の役割

第12次旭川市交通安全計画の作成に当たり、計画案の内容について審議を行います。

※ 委員は、国・道・市の職員、北海道警察の警察官、関係団体及び公募委員の18人で構成されます。

### ◇応募資格

審議内容に関心があり、次のいずれにも該当する方

- (1) 旭川市内に居住または通勤・通学している方
- (2) 令和8年7月21日現在で満18歳以上の方
- (3) 本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に2つを超えて就任していない方
- (4) 本市の市議会議員及び職員でない方

### ◇募集人数

4人(原則、男性1人、女性3人) ※応募状況によっては、この限りではありません。

### ◇任期

委嘱の日から2年間(令和8年10月～令和10年9月までを予定)

## ◇応募方法

所定の応募用紙に必要事項と応募動機を記載し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※提出いただいた応募用紙等は返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

## ◇募集期間

令和8年6月22日（月）～令和8年7月21日（火）（必着）

【持参の受付】月～金（祝日を除く）、午前8時45分～午後5時15分

## ◇選考方法

- ・委員又は参加者として就任している本市の附属機関及び懇談会等の合計数が少ない方を優先します。
- ・応募者が募集人員を上回った場合は、抽選により選考します。
- ・選考結果は応募者全員に書面で通知します。

## ◇報酬

委員報酬として、会議1回の出席につき日額7,700円をお支払いいたします。

（所得税等を源泉徴収します。）

## ◇その他

- ・会議は今年度中に概ね2～3回程度の開催を予定しています。

（令和8年10月以降、平日の午後に開催予定です。）

## ◇お問合せ・応募用紙提出先

旭川市防災安全部交通防犯課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

電話：（0166）25-6215（直通） FAX：（0166）26-8624

電子メール： kotsubohan@city.asahikawa.lg.jp